

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）に基づく一時扶助決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、令和6年4月30日付けの一時扶助決定通知書（以下「本件処分通知書」という。）により請求人に対して行った家具什器費に係る一時扶助決定処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、次のことから、本件処分の違法性又は不当性を主張し、本件処分の取消しを求めている。

〇〇区から支給された家具什器費について引かれた額を支給するとの決定であるが、〇〇区では、過去に受給しており、廃止後に〇〇区に開始申請をしたものであって、過去に〇〇区で受給している分について、引かれる理由がない。

また、本審査請求時点において、〇〇区から家具什器費は振り込まれておらず、未だ家具のない状況に苦しんでおり、この金額では、満足に家具を購入することはできない。

同時に申請した設置費について、なんら触れられていないが、却下したものであれば、理由不記載により取消しは免れず、却下していないものだとなれば、特段の理由もないのに法令期間の14日を経過している違法により、取り消す裁決を求める。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

年 月 日	審議経過
令和7年 8月 7日	諮問
令和7年 9月 29日	審議（第104回第1部会）
令和7年 10月 17日	審議（第105回第1部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 保護の補足性・基準・種類

法4条1項は、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとし、法8条1項は、保護は、厚生労働大臣の定める基準（昭和38年4月1日厚生省告示第158号）により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとするとしている。

法11条1項は、保護の種類として、1号に生活扶助を挙げ、法12条は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、生活扶助を行うことを定めるとともに、生活扶助の範囲に「衣食その他日常生活の需要を満たすために必要なもの」（1号）を規定している。

(2) 経常的最低生活費

「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日付厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）

第7・1は、経常的最低生活費は、要保護者の衣食等月々の経常的な最低生活需要のすべてを満たすための費用として認定するものであり、

したがって、被保護者は、経常的最低生活費の範囲内において、通常予測される生活需要はすべてまかなうべきものであることとしている。

(3) 臨時的最低生活費（一時扶助費）

次官通知第7・2は、臨時的最低生活費（一時扶助費）は、特別の需要（新たに保護開始する際等に最低生活の基盤となる物資を欠いている場合の特別需要等）のある者について、最低生活に必要な不可欠な物資を欠いていると認められる場合であって、それらの物資を支給しなければならぬ緊急やむを得ない場合に限り、別に定めるところにより、臨時的に認定するものであることとしている。なお、被服費等の日常の諸経費は、本来経常的最低生活費の範囲内で、被保護者が計画的に順次更新していくべきものであるから、一時扶助の認定にあたっては十分留意することとしている。

(4) 家具什器費（冷暖房器具以外）

ア 「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日付社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第7・2・(6)・アは、被保護世帯が、「保護開始時において、最低生活に直接必要な家具什器の持合せがないとき。」などの5つの場合のいずれかに該当し、次官通知第7（上記(2)及び(3)）に定めるところによって判断した結果、炊事用具、食器等の家具什器を必要とする状態にあると認められるときは、34,400円の範囲内において特別基準の設定があったものとして家具什器（暖房器具及び冷房器具を除く。）を支給して差し支えないとしている。なお、真にやむを得ない事情により、この額により難いと認められるときは、54,800円の範囲内において、特別基準の設定があったものとして家具什器（暖房器具及び冷房器具を除く。）を支給して差し支えないとしている。

イ また、局長通知第7・2・(6)・エは、家具什器の購入に際して設置費用が別途必要な場合であって、真にやむを得ないと実施機関が認めたときは、アとは別に特別基準の設定があったものとして、当該家具什器の設置に必要な最小限度の額を設定して差し支えないこととしている。

(5) 次官通知等の位置付け

次官通知及び局長通知は、いずれも地方自治法245条の9第1項

及び3項の規定に基づく法の処理基準である。

2 本件処分についての検討

上記1の法令等の定めを前提として、本件処分に違法又は不当な点がないか、以下検討する。

請求人が処分庁に提出した物品等申請書によれば、開始時家具什器一式49,800円として、冷蔵庫・電子レンジ・カーテンが挙げられているところ(別紙参照)、担当職員が保護開始の前に確認した時点で、請求人はこれらの家具什器を保有していなかったことが認められる。そして、担当職員は、〇〇市事務所から家具什器費として34,400円が請求人に支給されることを確認したことが認められる。

局長通知によれば、被保護世帯が「保護開始時において、最低生活に直接必要な家具什器の持合せがないとき。」など家具什器を必要とする状態にあると認められるときは、34,400円の範囲内において家具什器を支給して差し支えないとされ、さらに、真にやむを得ない事情により、この額により難いと認められるときは、54,800円の範囲内において、特別基準の設定があったものとして家具什器を支給して差し支えないとされているところ(1・(4)・ア)、処分庁が請求人の家具什器の保有状況を確認した上で、真にやむを得ない事情があるとして、54,800円の特別基準の設定があったものと判断したことに不合理な点は認められない。そして、〇〇市事務所で既に家具什器費として34,400円が支給されることから、同額と54,800円との差額を支給することは合理的な措置といえることができる。

以上によれば、家具什器費20,400円を一時扶助することを決定した本件処分は上記1の法令等の定めに基づいてなされたものであると認められ、違法又は不当な点は認められない。

3 請求人の主張についての検討

請求人は、〇〇市事務所で保護廃止後に申請をしているので、過去に〇〇区で受給している分について引かれる理由がない、〇〇市事務所から本件審査請求時点でまだ家具什器費は振り込まれておらず、この金額では、満足に家具を購入することはできないなどと主張する。

しかし、〇〇市事務所の保護が廃止されているとしても、〇〇市事務所で家具什器費34,400円を請求人に支給する以上、同額を差し引いた額を支給することは上記2で述べたとおり合理的な措置である。

また、請求人は、物品等申請書で同時に申請した設置費についての不服も述べているが、処分庁によれば、設置費の詳細が示されていないため、詳細が分かり次第、必要最小限の額で支給する予定とのことである。同時に申請したものについて、要件の充足が確認できたものから応答することは合理的な対応であり、本件処分通知書に設置費に係る記載がないことをもって本件処分を取り消す理由とはならない。

したがって、請求人の主張には理由がない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

大橋洋一、海野仁志、織朱實

別紙(略)